

職員の号給を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

大阪市人事委員会

委員長 西村 捷三

大阪市人事委員会規則第6号

職員の号給を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の号給を決定する基準に関する規則（平成24年大阪市人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表 号給別基準職務表 ア 行政職給料表 [表 別紙2 挿入] [備考 略] [イ 略]	別表 号給別基準職務表 ア 行政職給料表 [表 別紙1 挿入] [備考 同左] [イ 同左]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

[別表 号給別基準職務表 ア 行政職給料表 別紙1]

職務の級	号給	組織等	基準となる職務
8 級	3 号給	[同左]	
		区役所	区長の職務（条例第4条第1項第7号に掲げる指定職給料表の適用を受ける職員並びに条例第5条第12項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
	[同左]		
7 級	2 号給	[同左]	
		デジタル統括室	[同左] DX推進担当部長の職務
		[同左]	
		教育委員会事務局	教育センター所長の職務
	[同左]		

[別表 号給別基準職務表 ア 行政職給料表 別紙2]

職務の級	号給	組織等	基準となる職務
8 級	3 号給	[略]	
		区役所	区長の職務（条例第4条第1項第7号に掲げる指定職給料表の適用を受ける職員並びに条例第5条第17項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
	[略]		
7 級	2 号給	[略]	
		デジタル統括室	[略] 基盤担当部長の職務
		[略]	
		教育委員会事務局	総合教育センター所長の職務
	[略]		